

天正年間における家康への近江在京賄料について

片山正彦

〔抄録〕

豊臣政権期には、「在京賄料」といわれる知行が存在する。在京賄料とは、豊臣政権の傘下に入った諸大名が、上洛の際に必要な費用や在京中の費用を賄うための知行であるといわれる。これは豊臣政権による諸大名への上洛催促に対応していることから、

諸大名統制の一環であると考えられ、天正十四年（一五八六）以降に豊臣氏と主従関係を結んだといわれる徳川氏もその例外ではないと思われる。在京賄料の宛行は、豊臣政権にとって重要な政策であることは明らかだが、これに関する研究はほとんど皆無と

いってよい。最近、豊臣政権が家康に宛がったとみられる近江在京賄料に関する史料（九月十七日付家康書状）が発見された。この史料は

家康から豊臣秀吉家臣の木下吉隆・長束正家に宛てた書状である。この史料は分析の結果、天正十七年に比定され、この時点で家康への近江在京賄料が宛がわれた事実を確認できる。

本稿では、天正年間における豊臣政権の在京賄料に関する分析を行うにあたって、その材料として「九月十七日付家康書状」を挙げ、この書状の分析を行いつつ、秀吉から家康へ宛がわれた近江の知行に関する考察を行いたい。

キーワード 「九月十七日付家康書状」、徳川家康、豊臣政権、

在京賄料、「長丸」上洛

はじめに

豊臣政権期には、「在京賄料」といわれる知行が存在する。在京賄

料とは、豊臣政権の傘下に入った諸大名が、上洛の際に必要な費用や在京中の費用を賄うための知行であるといわれる。これは豊臣政権による諸大名への上洛催促に対応していることから、諸大名統制の一環

であると考えられ、天正十四年(一五八六)以降に豊臣氏と主従関係を結んだといわれる徳川氏もその例外ではないと思われる。

このように在京賄料の宛行が豊臣政権にとって重要な政策であることは明らかである。しかしこれに関する研究はほとんど皆無といってよい。

豊臣政権から徳川氏へ宛がわれた在京賄料について、中村孝也氏は、天正十四年十月二十七日、家康が秀吉に謁見するために大坂城へ入った際に、近江において在京料所⁽¹⁾在京賄料を宛がわれたとしている。また『野洲町史』第二巻 通史編⁽²⁾では「家康はすでに天正十四年以來この地方を秀吉から、在京料三万石を与えられていたが、天正十八年関東転封、江戸城入城を機会に、さらに加増されたのである」としている。この在京賄料に関する記述は、『新訂家康文書』や『野洲町史』の外に『滋賀県史』第三巻⁽³⁾などにも見られるが、いずれも典拠が三次史料のようである。中村氏らは、天正十四年の家康上洛⁽⁴⁾同十八年の関東転封の間に、秀吉から家康へ近江在京賄料が宛がわれた事実を示す同時代史料を挙げていない。

また藤田恒春氏は、天正十三年閏八月近江八幡城に封ぜられ、同十八年八月尾張へ転封となるまでの近江時代の豊臣秀次の所領支配について検討している⁽⁵⁾。ここで氏は、同十三年閏八月二十三日、秀次が秀吉から宛がわれた領地の郡域の推定を行い、ついで同十九年四月二十三日、秀吉が家康へ蒲生・野洲・甲賀三郡内で九万石の在京賄料を宛がったことを挙げて、この石高は前年の十八年八月、秀次領が解体したことをうけて宛がわれたものであるとの見解を示している。

最近、豊臣政権が家康に宛がったとみられる近江在京賄料に関する史料が発見された。この史料は家康から豊臣秀吉家臣の木下吉隆・長東正家に宛てた書状である。日付は九月十七日とあるが無年号である。これは後述するように、分析の結果天正十七年に比定され、この時点で家康への近江在京賄料が宛がわれた事実を確認できる。すなわちこの事実は、十八年八月、近江の秀次領解体以前に家康への近江在京賄料が宛がわれたことを示しているといえる。

そこでまず、天正年間における豊臣政権の在京賄料に関する分析を行いたい。次いで九月十七日付家康書状を挙げ、秀吉から家康へ宛がわれた近江在京賄料に関する分析と、賄料宛行の政治的意味合いを考察したい。

一、天正年間における豊臣政権の在京賄料

まず、天正年間における豊臣政権の在京賄料に関する分析を行いたい。

在京賄料とは、豊臣政権の傘下に入った諸大名が、上洛の際に必要な費用や在京中の費用を賄うために政権から与えられる知行であるといわれ、京都近郊の知行が宛がわれることが多い。これは諸大名の上洛が賄料の宛行に対応していることから、豊臣政権による諸大名統制の一環であると考えられる。

しかし前述したように、これに関する研究はほとんど皆無といってよく、豊臣政権が徳川氏へ宛がった在京賄料の年次推定についても、

史料価値の低い後世の編纂物に頼っているのが現状である。そこで、豊臣政権が徳川氏へ宛がった在京賄料の年次推定を行いたい、まず以下に、秀吉が諸大名へ宛がった在京賄料に関する史料を挙げる。

A、「嶋津家文書」⁽⁵⁾四四一、豊臣秀吉判物

為在京之堪忍分、於上方壱万石宛行訖、所付儀者、来春可被仰付候、当年者以物成半納分、八木五千石被下候条、各支配在之、堪忍方相統候様可然候也、

天正十五

十月十四日(秀吉花押)

嶋津修理大夫(義久)とのへ

B、「嶋津家文書」四四二、豊臣秀吉判物

為在京賄料、於摂州播州内壱万石目録別紙有之、宛行訖、全可有領知之状如件、

天正十六

七月五日(秀吉花押)

嶋津修理大夫入道(義久)とのへ

C、「上杉家文書」⁽⁶⁾八三二、豊臣秀吉判物

為在京賄料、於江州蒲生野洲高嶋三郡内、壱万石目録別紙有之、事被宛行之訖、全可有領知之状如件、

天正十六

六月十五日(秀吉花押)

越後宰相(上杉景勝)とのへ

A・Bは、秀吉が嶋津義久へ宛がった在京賄料に関する史料である。

Aにみえる「在京之堪忍分」とは、天正十五年五月、九州征伐が終わり、義久が秀吉に降伏したことによって宛がわれた知行と考えられる。「所付儀者、来春可被仰付候」とあり、この時点で「在京之堪忍分」の知行領域はまだ確定していないことがわかる。また「於上方壱万石宛行訖」としながら、領域が確定していないことによるのか、当年分の「物成」は「半納分」の「八木五千石」が下されている。この際の「在京之堪忍分」は、来春に仰せ付けられる予定の知行のための、暫定的な措置として宛がわれた知行と考えられる。

そして翌十六年、義久は秀吉よりBにみえる「在京賄料」を改めて宛がわれたと考えられる。Aの際に「在京之堪忍分」として宛がわれた「物成」の「半納分」の「八木五千石」が、Bの際には「摂州播州内壱万石」となって「在京賄料」として宛がわれている。

Cは、秀吉が上杉景勝へ宛がった在京賄料に関する史料である。秀吉より「在京賄料」として「江州蒲生野洲高嶋三郡内、壱万石」を宛がわれていることがわかる。B・Cはともに天正十六年であり、時期が非常に近い。同年四月には、後陽成天皇が聚楽第に行幸しており、その際に秀吉より諸公家へ近江高島郡等の知行を宛てがわれたことはよく知られる。⁽⁷⁾

豊臣政権による嶋津氏・上杉氏への知行宛行は、諸公家への知行宛行との時期に近いことから、聚楽第行幸時の豊臣政権の政策の一環とも考えられるが、「聚楽行幸記」⁽⁸⁾・「豊鑑」⁽⁹⁾に嶋津氏・上杉氏の名前はみられず、彼らが行幸に参加した様子は確認できない。

ただ、このように豊臣政権が諸大名へ在京賄料を与える事例について

ては、天正十五・六年頃にはみられる。徳川氏は天正十四年十月の上洛により豊臣政権と主従関係を結んだといわれ、家康は聚楽第行幸にも参加し、上洛している。在京賄料が上洛の際に必要な費用や在京中の費用を賄うために政権から諸大名へ与えられる知行であるという点から鑑みれば、徳川氏が政権より賄料を与えられたのも、この天正十四年から十五・六年前後の時期であろうと思われる。

ここで、家康へ宛がわれた在京賄料の年次推定を行いたい。

中村氏によれば、天正十四年十月二十七日、家康は秀吉に謁見するために大坂城へ入り、その際近江に在京料所を与えられたとしている。⁽¹¹⁾ また『野洲町史』では「家康はすでに天正十四年以来この地方を秀吉から、在京料三万石を与えられていたが、天正十八年関東転封、江戸城入城の機会に、さらに加増されたのである」としている。この在京賄料に関する記述は、中村氏や『野洲町史』の外に『滋賀県史』などにも見られるが、いずれも典拠を挙げていない。そこで、以下の史料を挙げる。

D、『武徳編年集成』⁽¹²⁾ 天正十四年十一月条

右衛門ヲ呼出シ杯ヲ賜リ黄金美服ヲ与ラル、然メ御在京ノ節厨料トメ江州守山以下ノ地三万石付属セラル、酒井左衛門尉(忠次)

ニモ京師ニ宅地ヲ賜フ、且江州ニテ采邑千石ヲ授ラル、本多榊原奥平等各宅地ヲ洛陽ニテ与ヘ長久手ノ軍物語ナド有テ其忠勇ヲ褒賞セラル、神君ヲ種々饗応ノ上三好郷ノ刀正宗ノ短刀巢鷹ヲ進上アリ、

E、『戸田本三河記』⁽¹³⁾ 天正十四年十一月条

家康公ハイツマテモ聚楽ニ御逗留在ヘシト思召ケルヲ秀吉心聞タル人ナレハ国ノ者トモ案シ思ヘシ急キ御下向在ヘシト暇乞シ江州ヨリ三河マテノ泊々ノ在所九万石上り下りノ御マカナイニ心安クナサルヘシト仰ラル、

『武徳編』・「戸田本三河記」は、いずれも後世の編纂物である。『武徳編』は、木村高敦編、九十三巻、元文五年(一七四〇)の大宰春台の序があり、天文十一年(一五四二)から元和元年(一六一六)までの家康の伝記である。⁽¹⁴⁾ 『武徳編』には、家康を「神君」、「戸田本三河記」では「家康公」と記述しているように、幕府側の視点で記述されたものであり、史料価値は低いと思われる。

「三河記」は、筆者不明、成立年代は確認できないが十七世紀前半とされる。⁽¹⁵⁾

おそらく中村氏らが家康に与えられた在京賄料の年次を天正十四年、その石高を三万石とする根拠としたのは、Dにみえる「御在京ノ節厨料トメ江州守山以下ノ地三万石付属セラル」であると思われる。

しかしながら『武徳編』では、その石高を「三万石」としているが、「戸田本三河記」では「九万石」としており、家康に宛がわれた在京賄料の石高を確定することはできない。

一方、『家忠日記』⁽¹⁶⁾などの同時代史料には、天正十四年時点での家康への在京賄料に関する記述が全く確認できない。『豊臣秀吉文書目録』⁽¹⁷⁾にも、家康への在京賄料に関する史料は確認できない。⁽¹⁸⁾

したがって、ここでの問題点として、『武徳編』・「戸田本三河記」など、家康に宛がわれた在京賄料のことを記述した史料は多いが、そ

れらは何れも三次史料であり、その宛行年代や石高、あるいは宛行領域を確実に示す同時代史料は見当たらないことが挙げられる。

天正十四年以降で、家康が秀吉から在京賄料を与えられたことを示す史料が確認できるのは、天正十九年である。

『野洲町史』や『守山市誌』資料編 歴史年表に紹介される「大谷家文書」⁽²⁰⁾や、『近江蒲生郡志』巻三⁽²¹⁾に紹介される「野洲郡三上村御神社記録」によれば、天正十九年（一五九一）四月二十三日付で、秀吉から「江戸大納言（家康）殿」宛として、野洲郡内合六万四三七五石五斗・下甲賀内合一万七四五石六斗三升・上甲賀内合二〇〇〇石・蒲生郡内合一万二九〇五石一斗五升「惣都合九万石」が与えられている。

以下、『近江蒲生郡志』に掲載される史料を示す。

〔野洲郡三上村御上神社記録〕⁽²²⁾

（前略）

蒲生郡内

一七十三石五斗三升	布施
一七十四石二斗五升	武佐
一九百十石	西生来
一五六十八石四斗	うちの村
一百石五斗	ぬかつか村
一三十三石六斗	東こなちつか
一五十八石七斗	西こなちつか
一五十二石七斗五升	いまほり
一四六十四石五斗七升	へびみぞ

一百石四斗 小今在家

一三十三石 中野

一二百三十六石七斗八升 今在家

一百七十七石五斗四升 金屋村

一千二百七十六石 小脇

一四六十六石三斗五升 羽田村

一三六石二斗五升 かしわざ村

一七十四石二斗三升 下平木

一三五十八石六斗七升 宮村

一千五百三十石九斗三升 上平木

合巻万九百五石七斗五升

惣都合九万石

天正拾九年四月廿二日 朱印（秀吉）

江戸大納言殿

右記『近江蒲生郡志』には、秀吉から家康に宛がわれた「惣都合九万石」の内「蒲生郡内」の「合巻万九百五石七斗五升」分しか掲載されていないが、『野洲町史』にはやや詳細な「惣都合九万石」の内の計一万九千三百七石分の野洲町関係村の村高表が掲載されている。

〔御上神社文書〕⁽²³⁾

御検地之覚

一、慶長七年寅之才

但寛文十二子之年迄七十一歳

右之寅之年当国をしなへ御検地被仰付候、検地大将ハ加藤喜左

衛門殿と申たる由、西近江ハ小堀新助殿大将之由、栗太郡も新助殿被成候様ニ申候、

一、此辺ニ而江戸検地と申ハ、慶長三戌之年にて、未九万石之御時也、此年大(太)閣様御他界之由、

但、九万石と申ハ、権現様へ大閣様より九万石被進候を申候也、

右史料にも「慶長三戌之年にて、未九万石之御時也」・「九万石と申ハ、権現様へ大閣様より九万石被進候を申候也」とあり、慶長三年(一五九八)以前に知行が与えられていたことがわかる。

したがって、これらの史料を元にすれば、家康への知行が与えられた時期は、天正十九年まで遡ることができる。特に天正十九年は、豊臣政権が近江において検地を行って⁽²⁴⁾おり、同年時点で家康宛の「惣都合九万石」の知行が近江に存在していたことは、ほぼ間違いないと思われる。

【表A】徳川家康の上洛

年代	上洛月
天正14	10月
天正15	8月
天正16	3月・7月
天正17	3月・12月
天正18	
天正19	1月
文禄1	3月
文禄2	2月
文禄3	2月
文禄4	7月
慶長1	12月
慶長2	1月
慶長3	4月

(註) 波田野富信「参勤交代制の一考察」(『日本歴史』三五九、一九七八年)、矢部健太郎「東国「惣無事」政策の展開と家康・景勝」(『日本史研究』五〇九、二〇〇五年)を参考に作成する。

ただ【表A】によれば、家康の参勤・上洛は天正十四年以来、ほぼ毎年のように確認できる。前述したように、在京賄料が上洛の際に必要な費用や在京中の費用を賄うためのものであるなら、家康の上洛が確認できる天正十四年以降には賄料が与えられていたと考えてよいだろう。

二、家康への近江在京賄料について

では、家康への在京賄料が宛がわれた事実を示す同時代史料は、何時から確認できるのだろうか。ここでは、秀吉から家康へ与えられた近江の知行に関する分析を行いたい。

「九月十七日付家康書状」⁽²⁵⁾

追而申候、長丸上洛之儀、供者知行方をも請取候之間、少相延て不苦之由、上意之旨候之由承候て、少相延し申候、雖然やかて可差上申候、□(尚カ)御次も候ハ、可然様被仰上可有候、以上、

江州知行方之儀付而、被成下御朱印候、則頂戴仕候、仍而江州知行方之儀、当年之事ハ御代官被仰付、以物成可被下之旨、得其意存候、路次廻知行之儀、被成御替之、可被下之由、誠被為人御念候而被仰下候段、忝次第難申尽候、此旨可然候様被仰上可有候、恐々謹言、

九月十七日

家康(花押)

木下半介(吉隆)殿

長東大藏大輔(正家)殿

前述したように右記家康書状は、家康から豊臣秀吉家臣の木下吉隆・長東正家に宛てたものであり、家康の花押がある。日付は九月十七日とあるが、無年号である。

この書状には、秀吉から家康に宛がわれた近江の在京賄料や、「長丸」（徳川秀忠の幼名）の上洛に関することなどが記述されている。この在京賄料や「長丸」の上洛は、後述するように、当時の豊臣・徳川の政治的関係の一端を示すものである。

右記家康書状に記述されている内容は、以下の通りである。

①近江の知行について、本史料発給以前に既に秀吉の朱印をもって家康に宛がわれており、今年の物成については秀吉からの代官が派遣され、物成の収納分が家康に下されている。この際に路次辺りの知行については知行替えが行われている。

②「長丸」が上洛することは、「供者」の知行をも請取っていることを理由として多少ながら延期されており、それを秀吉が了解している。この内容から右記家康書状は、天正十七年に比定される。その根拠として、

①「長丸」が天正十八年正月に初めて上洛すること、

②「長丸上洛之儀」「少相延て不苦之由、上意之旨候之由承候て、少相延し申候」が、『多聞院日記』⁽²⁶⁾天正十七年九月一日条にみえる諸大名妻子上洛令に対応していると考えられること、

が挙げられる。

この年代比定に基づき、右記家康書状から以下の事実が明らかとなる。

【表B】によれば、家康への近江在京賄料宛行の事実は、これまでは天正十四年から天正十九年四月ごろには確認できた。しかし、右記家康書状が天正十七年に比定されたことにより、家康への在京賄料は、天正十七年には秀吉から与えられていたことが確実である。⁽²⁷⁾

この書状は、家康から木下半介・長東大蔵大輔に宛てたものである。木下半介は木下吉隆⁽²⁸⁾、長東大蔵大輔は長東正家に比定される。彼らとともに豊臣秀吉の家臣である。吉隆は秀吉の右筆として知られ、正家はその豊臣政権「五奉行」の一人として知られる。

正家は、『太閤記』⁽³⁰⁾巻七に「長東は知行方其外万算用等之義、己之任として裁許可仕之事」とあり、「五奉行」内で知行方を担当していた。もちろんこの時点では「五奉行」制度は確立されていないが、本史料から彼が当時も、知行方を担当していたことが推測される。

①本文冒頭に「江州知行方之儀付而、被成下御朱印候」とある。これは秀吉が在京賄料として家康に与えた知行であると考えられる。近江国内の在京賄料は、天正十七年九月十七日時点で、既に秀吉の朱印状によって家康へ宛がわれていたようである。前述したように、嶋津氏や上杉氏に宛がわれた賄料に関する宛行状・目録等は天正十五・六年には確認できるが、家康へのそれは現在では確認できないので、具体的にいつ、どの地域で、どれだけの賄料が宛がわれたのかに関しては、不明である。

すでに触れたように藤田恒春氏は、天正十三年閏八月近江八幡城に封ぜられ、同十八年八月尾張へ転封となるまでの近江時代の豊臣秀次の所領支配について検討している。⁽³¹⁾ここで氏は、同十三年閏八月二十

【表B】豊臣政権より徳川氏に宛がわれた近江在京賄料に関する史料

NO	年	月	日	史料	内 容
1	天正14	11		『武徳編年集成』	御在京ノ節厨料トメ江州守山以下ノ地三万石付属セラル、酒井左衛門尉（忠次）ニモ京師ニ宅地ヲ賜フ、且江州ニテ采邑千石ヲ授ラル、
2	天正14	11		『三河記』	江州ヨリ三河マテノ泊々ノ在所九万石上り下りノ御マカナイニ心安クナサルヘシト仰ラル、
3	天正17カ	9	17	『九月十七日付家康書状』	江州知行方之儀付而、被成下御朱印候、則頂戴仕候、・・・
4	天正18	7	13	『徳川諸家系譜』	家康公御領甲信駿遠参五ヶ国ヲ転シテ伊豆・相模・武蔵・安房・上総・下総・上野・下野・江州之内九万石、石部・関地蔵・四日市・白須賀・中泉・清見寺千石充、島田式千石、都合式百四拾万式千石御領地共、
5	天正18	7	13	『三河後風土記』	其外近江九万石は神君御在京中御賄とし、又御上洛御道すがら御放鷹のたよりととして、石部関の地蔵四日市場白須賀石薬師庄野中泉興津に於て各千石、島田にて二千石進らせられ、徳川家旧領三河遠江駿河甲斐信濃五箇国は秀吉賜りて、旗下の諸將に配分致したし、
6	天正18カ			『豊太閤真蹟集』七六、知行宛行覚	ちきやう出候おほへの事 一拾まん石 いゑやす（家康）へ
7	天正19	4	22	『近江蒲生郡志』卷三、野洲郡三上村御上神社記録	蒲生郡内・・・合壹万千九百五石壹斗五升 惣都合九万石 天正拾九年四月廿二日 朱印（秀吉） 江戸大納言殿
8	?			『野洲町史』第二卷 通史編、御上神社文書	御検地之覚・・・一、此辺ニ而江戸検地と申ハ、慶長三戌之年にて、未九万石之御時也、此年大（太）閤様御他界之由、但、九万石と申ハ、権現様へ大閤様より九万石被進候を申候也、

天正年間における家康への近江在京賄料について
(片山 正彦)

三日、秀次が秀吉より宛がわれた領地の郡域の推定し、同十九年四月二十三日、秀吉が家康へ蒲生・野洲・甲賀三郡内で九万石の在京賄料を宛がったことを挙げて、この石高は前年の十八年八月、秀次領が解体したことをうけて宛がわれたものであるとの見解を示している。

藤田氏による、秀次が秀吉より宛がわれた領地の郡域の推定は、正保年間（一六四四～一六四八）の郷帳によるものである。氏自身が述べているように、秀次に近江国内で二十万石と彼の宿老分二十三万石を宛がった秀吉の領地宛行状³²⁾が現存するが、その目録が伝わっていないためどこに設定されたものか不明であるとする。よって正保年間の郷帳を材料にしたのである。

したがって、天正十九年四月二十三日、秀吉が家康へ宛がった蒲生・野洲・甲賀三郡内九万石の在京賄料が前年の十八年八月、秀次領が解体したことをうけて宛がわれたものであるとの氏の見解も、秀次領が不明であるゆえに推定に過ぎない。

九月十七日付家康書状が天正十七年に比定されたことにより、秀次領解体以前に近江国内に家康の在京賄料の存在が確認でき、蒲生・野洲・甲賀三郡内九万石の家康への在京賄料は、必ずしも秀次領が解体したことをうけて宛がわれたものではないことがわかる。

また、この近江における秀次領の解体は、北条氏滅亡・徳川氏の関東移封・織田信雄の改易をうけて行われたものである。小田原の役以前に、秀吉から家康へ在京賄領が宛がわれていた事実は、後述するように豊臣・徳川間の政治的駆け引きがあったことを示していると考えられる。

②近江における家康への賄料に関して、当年（天正十七年）の物成については、秀吉からの代官が仰せ付けられ、その収納分が家康に下されている。すなわち当年の賄料に関しては、家康側に収納にあつたの煩が無く、収納分だけを得ることができるといふことであり、家康への秀吉の気遣いをみることが出来る。

また、この秀吉からの代官が仰せ付けられるという事実は、小田原の役を翌年三月に控える秀吉が家康へ在京賄料を宛がうものの、「長丸」上洛が実現しない段階で家康に京都近郊の知行を直轄させるわけにはいかないという政治的な事情もあると思われる。そして後述するように、在京賄料の宛行が「長丸」の上洛と連動していることも注目される。

前述したように、一般的には天正十四年十月以後、豊臣と徳川は主従関係を結んだといわれる。筆者は両者の主従関係を否定するつもりはないが、かつて拙稿にて明らかにしたように、徳川氏の豊臣・北条に対する中立性は豊臣政権の対北条政策を左右するものであったと考⁽³³⁾える。

それは右記家康書状にみえるように、家康の世継である「長丸」が天正十七年九月時点で上洛していないことに関連する。

すなわち、天正十七年九月段階での徳川氏は、豊臣・北条にそれぞれ一人ずつの子（豊臣へは次男・秀康、北条へは娘・督）を送っていた点から、徳川氏が両者との中立的立場を保っていたと捉えることができる。

だが右記家康書状は、追而書に「雖然やかて可差上申候」とあるよ

うに、天正十七年九月一日の諸大名妻子上洛令に対し、家康が秀吉に天正十七年九月十七日時点では「長丸」上洛を延期するものの、近いうちの「長丸」上洛を確約したものであるともいえる。この時点で徳川氏は「長丸」の上洛を了承したことを以って、小田原の役における豊臣への軍事的協力の意思を明確に示したといえる。この事実は逆に、小田原の役を翌年春に予定している豊臣側からみれば、「長丸」上洛が実現しない段階での徳川氏が豊臣か北条のどちらに味方するのか、家康の動向を慎重に窺っていたともいえるだろう。

この経緯については、小田原の役と「長丸」の上洛との関連性を明らかにした拙稿⁽³⁴⁾に詳しい。結果、天正十八年正月「長丸」上洛実現直後、徳川は豊臣の命をうけて北条攻めを開始しており、小田原の役と「長丸」の上洛・在京賄料の宛行は切り離しては考えられない問題であった。

③家康は「路次」沿いの賄料が知行替えされることに感謝している。これについて、天正十八年七月、北条氏が降服したのち、徳川氏は豊臣政権より関東転封を命じられる。『三河後風土記』によれば、

神君江戸御入城付諸将賞罰の事

（天正十八年七月十三日）其外近江九万石は神君御在京中御賄とし、又御上洛御道すがら御放鷹のたよとして、石部関の地藏四日市場白須賀石薬師庄野中泉興津に於て各千石、島田にて二千石進らせられ、徳川家旧領三河遠江駿河甲斐信濃五箇国は秀吉賜りて、旗下の諸將に配分致したし、（略）

とあり、近江に在京賄料を宛がわれたことが記述される。ただし、こ

の関東転封の際の家康への在京賄料宛行に関する史料は、【表B】に示したように編纂物でしか確認できない。

その後、前述の天正十九年検地の際に家康へ宛がわれた知行のうちには、街道沿いのものも含まれている³⁶⁾。九月十七日付家康書状にみえる「路次廻知行」から、これらの史料にみえる知行に替えられたとも考えられる。

したがって②・③からいえることは、家康の関東転封前であり、世継「長丸」の上洛が実現していない段階での、当年のみの暫定的な賄宛行措置であったともいえる。これは嶋津氏の事例でもほぼ同様な措置があったことを示したが、秀吉は彼らが確実に自身の政権下に入ったとみなしてから、正式に在京賄料を宛がっていたと考えられる。

④「長丸」が上洛することと「供者」の知行を請取っていることは関連している。実際に「長丸」が上洛するのは翌十八年正月である⁽³⁶⁾。『多聞院日記』によれば、豊臣政権は天正十七年九月一日に諸大名妻子の上洛を命じたが、九月十七日付家康書状から窺えるように、家康は在京賄料の請取を理由に息・「長丸」の上洛を猶予されている。この事実は、右記家康書状により初めて知り得るものであると思われる。

「供者知行方をも請取候」とは、『三河後風土記』巻第二十四にみえる「従ふ輩は井伊直政、酒井忠世、内藤正成、青山忠成」らの知行を徳川氏が秀吉から請取ったものと考えられる。D史料によれば、「酒井左衛門尉(忠次)ニモ京師ニ宅地ヲ賜フ、且江州ニテ采邑千石ヲ授ラル」とあり、秀吉が家康の家臣である酒井忠次へ「采邑」知行を宛がったことが確認できる。酒井忠次は秀吉からみれば陪臣にな

るが、秀吉が陪臣に対し在京賄料を宛がったことを示す史料は、これまで後世の編纂物でしか確認できなかった。しかし九月十七日付家康書状がその事実を裏付けるように、徳川家臣すなわち秀吉から見れば陪臣に当たる「供者」らに秀吉が在京賄料を与え、それを家康が受取っていることがわかる。

おわりに

最後に、今回の分析で明らかになったことをまとめ、結論としたい。①秀吉から家康への在京賄料は、少なくとも天正十九年には宛がわれていたものと考えられる。しかし九月十七日付家康書状が天正十七年に比定されたことにより、同年同日には秀吉から家康へ宛がわれていたことが確実である。また、秀次領解体以前に近江国内に家康の在京賄料の存在が確認でき、蒲生・野洲・甲賀三郡内九万石の家康への在京賄料は、必ずしも秀次領が解体したことをうけて宛がわれたものではないといえる。

②家康に宛がわれた近江の在京賄料について、秀吉からの代官が仰せ付けられている。この事実は、北条攻めを翌年三月に控える秀吉が家康へ在京賄料を宛がうものの、「長丸」上洛が実現しない段階で家康に京都近郊の知行を直轄させるわけにはいかないという政治的な事情もあると思われる。

③天正十七年九月時点での近江の在京賄料宛行は、当年のみの暫定的な措置であったようである。これは嶋津氏の事例でもほぼ同様な措置

があったことを示したが、秀吉は彼らが確実に自身の政権下に入ったとみなしてから、正式に在京賄料を宛がっていたと考えられる。

④秀吉が陪臣に対し在京賄料を宛がったことを示す史料は、これまで後世の編纂物でしか確認できなかった。しかし九月十七日付家康書状がその事実を裏付けるように、徳川家臣すなわち秀吉から見れば陪臣に当たる「供者」らに秀吉が在京賄料を与え、それを家康が受取っていることがわかる。

右の事実から、徳川への在京賄料の宛行は、当時の豊臣・徳川の間が単純に「主従関係」の一言で語ることのできる問題ではなく、当時の両者の微妙な関係を如実に示すものであることがわかる。

すなわち、賄料の宛行と連動する「長丸」の上洛は、豊臣政権にとって小田原の役を執行するにあたり、徳川からの軍事的協力を得るための必要条件であったと考えられ、家康は彼のの上洛を了承したことをもって、役での豊臣への軍事的協力の意思を明確に示したといえる。徳川の協力がなければ、豊臣政権は小田原の役を執行できなかったものであり、天正十七年九月十七日時点での徳川への在京賄料の宛行と「長丸」の上洛猶予は、豊臣政権の徳川への懐柔策であったと捉えることができるだろう。

九月十七日付家康書状は、小田原の役を翌年に控えた豊臣政権に対し、豊臣・北条の間に立つ徳川氏の政治的立場が窺える貴重な史料であると思われる。今後、さらに研究を進めていきたい。

〔注〕

- (1) 中村孝也『新訂徳川家康文書の研究』（日本学術振興会、一九八〇年、以下『新訂家康文書』とする）上巻、七〇一頁。
- (2) 野洲町、一九八七年。以下『野洲町史』とする。
- (3) 滋賀県編、一九二七年。以下『滋賀県史』とする。
- (4) 藤田恒春「豊臣秀次と近江の領地支配」（三鬼清一郎編『織豊期の政治構造』、吉川弘文館、二〇〇〇年）。
- (5) 『大日本古文書』家わけ十六ノ一（東京帝國大学文学部史料編纂所、一九四二年）。
- (6) 『大日本古文書』家わけ十二ノ二（東京帝國大学文学部史料編纂所、一九三二年）。
- (7) 『久我家文書』第三卷（国学院大学久我家文書編纂委員会、一九八二年）七二六号文書、『九条家文書』五（宮内庁書陵部、一九七一年）一五二四文書（2）等。
- (8) 『聚楽行幸記』（『群書類従』第三輯・帝王部、一九五九年）。
- (9) 『豊鑑』（『群書類従』第二十輯・合戦部、一九五九年）。
- (10) 平野明夫「豊臣政権下の徳川氏」（『地方史研究』三〇五、二〇〇三年）。
- (11) 『新訂家康文書』上巻、七〇一頁。
- (12) 『武徳編年集成』（名著出版、一九七六年）。以下『武徳編』とする。
- (13) 『朝野旧聞』（汲古書院、一九八二年）第七巻、天正十四年十一月条。
- (14) 朝尾直弘、宇野俊一、田中琢編『角川日本史辞典』（角川書店、一九九六年）「武徳編年集成」項。
- (15) 『国史大辞典』「三河記」項。
- (16) 『家忠日記』（臨川書店、一九六八年）。
- (17) 三鬼清一郎編、名古屋大学文学部、一九八九年。
- (18) これについては、拙稿A「九月十九日付家康書状の紹介と在京賄料」

〔ヒストリア〕一九七、二〇〇五年)を参照のこと。

(19) 守山市誌編さん委員会編、二〇〇二年。以下『守山市誌』とする。

(20) 『守山市誌』によれば、当該史料の年代を天正末期としているが、『野洲町史』・『守山市誌』ともに、史料自体は掲載されていない。

(21) 滋賀県蒲生郡役所、一九三二年。以下『近江蒲生郡志』とする。

(22) 『近江蒲生郡志』一〇〇九。

(23) 『野洲町史』三五頁。

(24) 神崎彰利『検地』(教育社、一九八三年)内、検地施行年表。

(25) 史料の利用を快諾してくださった所蔵者(希望により匿名とする)・末包貞子氏には深くお礼申し上げます。佛教大学平祐史名誉教授が知人の末包貞子氏(所蔵者姉)を介してこの家康書状の写真を預かり、平研究室において見学する機会に恵まれた筆者が改めて本史料の調査を進めることとなった。また史料積文の作成等に当たって、佛教大学平祐史名誉教授・故水野恭一郎名誉教授・渡辺忠司教授、四日市大学播磨良紀教授、大阪城天守閣学芸員宮本裕次氏にご教示を賜った。記して謝したい。なお本史料は、朝日新聞平成十六年十一月二十二日夕刊にて紹介された。また年代比定などについての詳しい分析は、拙稿Aを参照のこと。

(26) 『多聞院日記』(『増補統史料大成』第四十一巻、臨川書店、一九七八年)。

(27) 『三河後風土記』・『徳川諸家系譜』(統群書類従完成会、一九七〇年)によれば、天正十八年七月頃に在京賄料が家康へ与えられた事実を確認できるが、両史料とも三次史料であり、確証はない。

(28) 生年未詳。一般に豊臣秀吉の右筆として知られる。文禄二年(一五九三)、豊後国内で二万五千三百石を領した。文禄四年八月、関白秀次事件に連座して失脚、島津義弘に預けられた。慶長三年(一五九八)三月二十日、薩摩の配所で自殺した(阿部猛、西村圭子編『戦国人名事典コンパクト版』(新人物往来社、一九九〇年)「木下吉隆」項。以下『戦国人名事典』

と記す)。

(29) 生年未詳。はじめ丹羽長秀・長重に仕えた。天正十三年(一五八五)、豊臣秀吉に仕え、七月奉行の一人となる。同十七年十一月、小田原の役に備えて兵糧の準備を命じられた。同十九年閏正月、増田長盛らと近江を検地した。文禄四年六月、近江水口城主五万石となり、のち十二万石に増される。慶長五年の関ヶ原の役では西軍に属したが、十月三日、近江桜井谷で自殺した(『戦国人名事典』「長束正家」項)。

(30) 『太閤記』(『新日本古典文学大系』六〇、岩波書店、一九九六年)。

(31) 藤田恒春前掲論文。

(32) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳「古文書纂」。

(33) 拙稿B「豊臣政権の対北条政策と「長丸」の上洛」(『織豊期研究』七、二〇〇五年)。

(34) 拙稿B。

(35) 『野洲町史』三六頁。

(36) 「長丸」の上洛については、拙稿B【表A】を参照のこと。

〔付記〕

・「九月十七日付家康書状」の史料解釈・年代比定などについて、筆者にさまざまなアドバイスをくださった財団法人徳川黎明会会長・徳川美術館館長の徳川義宣氏が、本稿執筆中に亡くなられた。ご冥福をお祈りいたします。

・本稿校正中に小林清治氏より、右記家康書状中の追而書「長丸上洛之儀、供者知行方をも請取候之間」の解釈について、「長丸上洛之儀、供者(とものもの)知行方・・・」と読解するよりは「長丸上洛之儀供者(子どもは)、知行方・・・」と読解した方がよいのではないかとのご指摘を賜った。これは「おわりに」④に関連して、

当該期の豊臣政権と徳川氏の在り方に関わる重大な問題であると考
えるが、現在のところ、氏に対する筆者の返答が用意できていない
ことを断っておく。これについては今後の課題としたい。

・筆者勤務先の守口市生涯学習情報センターの皆様には、繁忙期にも
関わらず、私事によりご迷惑をお掛けした。ここにお詫びいたしま
す。

(かたやま まさひこ)

文学研究科日本史学専攻博士後期課程)

(指導：渡辺 忠司 教授)

二〇〇五年十月十九日受理

